

(部 内 資 料)

婦 人 少 年 問 題 審 議 会

第 6 回

婦 人 勞 働 部 会 要 録

昭 和 39 年 4 月

婦 人 勞 働 課

明治三十四年

東京府立第一高等學校

文部省

東京府立第一高等學校

明治三十四年

東京府立第一高等學校

婦人少年問題審議会

才6回 婦人労働部会要録

日時 昭和39年4月22日

午後2時～5時

場所 学士会館

(千代田区神田一ツ橋)

司会 渡辺部会長

出席者 (50音順)

委員 江 幡 委 員

長 内 委 員

斉 藤 委 員

多 田 委 員

縫 田 委 員

平 田 委 員

松 井 委 員

事務局

大羽婦人労働課長

I 開会挨拶 部会長

II オ5回婦人労働部会要録の承認

III 「婦人労働力の有効活用について」中間報告案説明 部会長

6-1 全般的説明

(1)これまで審議されたことにもとづいて一応中間報告案をとりまとめたが、依頼された審議議題が「婦人の労働力の有効活用について」という大変大きな問題なので、いろいろな問題がからんでおり、案も膨大となった。

(2)案にははいつていないが、農村の働く婦人の問題、内
販に従事する者の問題も工業化との関連において、つけ
加えたいと思う。

6-2 中間報告案の構成

案の中心部の構成としては、問題点別の説明と要望と
に分けて書いた。

IV 中間報告案についての審議

6-3 形式に関する審議

(1)本案を「中間報告」とせず「報告」とする。

①中間報告というと、しめくくりの最終報告が期待さ
れるが、既にこゝに、ほとんど網羅されていると思うの

で、このまゝ、単に報告書としてはどうか（使）

② もっと詳細な審議検討を要する母性保護関係等は今回の報告から外して、この案を「中間」を除いて、「報告」として出しておいではどうか（学識）

③ 「中間報告」とすると、最終報告との関連から問題があるから、「中間」をとって、この案にもっと具体性を盛り込んでみたらどうか。（学識）

④ それでは時間がかかりすぎる。（学識）

(2) 本案を「中間報告」として出しておく。

① 一応の中間報告として出しておき、このあと事項別に、さらにくわしく審議を続行する余地を残したものにしておきたい。（事務局）

② 中間報告に対して最終報告が予想されるが、その間の日程、中間報告は今回一回だけなのかどうか等をきめておく必要がないか。（学識）

③ 中間報告的な形式で出して、その内容が関係機関の対策にとり入れられるか、たとえばILO / 号条約審議のときも、婦人労働問題としてもり込んでもらいたい矣等を、はっきり出したいのだが。

最終報告を出さないとアドヴァイスカが発揮されず、

その効果がみたされないのかどうか。(学識)

④中間報告として大臣に出されれば、当面の問題として生かされると思う。(事務局)

⑤中間報告で生かされるなら一応これを出しておき、最終報告は、そう急がなくてもよいと思う。

最終報告をどういうまとめ方にするかを工夫しなければならぬ。(学識者)

⑥問題点の披証ということで中間報告を一応出してよいと思う。その後さらに、現場で働いている婦人をこの部会に呼んで、直接意見をきく等の方法を、こうじて問題をしほり、集約したものを最終報告として出すことが必要と思う。(労)

⑦中間報告案をみると、問題を基本的に総合的にとりあげているが、これを当面の政府の政策にとりあげるには、このまゝでは役立たないので、もうしばらく、一つ一つをとらえて積みあげた資料を、こしらえて諮問してもらふようにするかどうかを考えたらどうか。(学識)

⑧これだけ網羅して基本的なものが出ていれば、いろいろの面で活用ができると思う。(使)

(3)要望事項で婦人少年局プロパーの施策

①最終報告に代えて建議するとなれば、労働省には、
こう、厚生省には、こう、とはつきりしたものを出し
てもらふとよいと思う。(事務局)

②他の審議会では婦人問題はとりあげられていないよ
うである。(学識)

③婦人少年局プロパーでやれるものを中心にして出し
たらよいと思うが、すぐ実施できるようなものは何か。
(学識)

④とつさの例であるが、パートタイマー問題、再訓練
働く婦人のための相談、教育、訓練、育児、生活援助等
の総合センター(働く婦人の家の大都市版のようなもの)
の設置等がプロパーでできるのではないかと思う。
(事務局)

⑤予算、人手をそう必要としないで、すぐにとりか
ることができるものを一つえらんで、一つのプロジエク
トとして出してはどうか。

たとえばパートタイムをとりあげると、案に、もち
ろく再就職、教育、訓練、賃金問題等いろいろ
の問題も、いもづる式に出てくる。(使)

⑥婦人の職業生活あつせんの基準があるか。(学識)

⑦ 雇安法がやかましく、勝手にあつせん事業は認められない。雇安は一般の人を扱い、60才以上の老人等があつせんがむづかしいので、実際上は扱わないことが多い。そこで東京都の社会福祉協議会で、長い間かゝつてやつと認可を得て現在、老人の就業あつせんを専門に扱っている。(学識)

⑧ 女子の失対従事者がたくさんおり、法律が改正されたが、この人達を屋外労働のみとせず、屋内で働けるよう婦人少年局で押して行くべきではないか。それにはどんな仕事があるか等を検討することが必要である。(学識)

(4) 結 論

次の2点について賛否が問われ、承認された。

- 中間報告として提出すること。
- 内容として、問題点、要望別にかり込むこと。

6-4 内容に関する審議 (逐条)

一 婦人労働力の有効活用対策の必要性。

本項目を置くことについては、一部文章訂正の上、賛成

二 婦人労働力活用についての基本的な考え方。

一部文章、言葉を検討、訂正した上で賛成

○ 主な改訂箇所

α. (一)の「関係国内諸法」の前に「憲法をはじめ」を挿入する。

β. (二)の「未既婚、独身」を「既婚、独身」とする。

○ 主な検討事項

P. 3 (二)の「成人の婦人労働者は直系血族、兄弟、姉妹の扶養の義務があり、、」のアンダーラインの言葉について質疑、検討をし、結局原案通りとする。

①成人婦人労働者であるが、婦人というと何か年令的制限があるか。(学識)

②基準法では女子というと18才以上を指す。

婦人労働者といえは年少労働者もふくまれる。(事務局)

③成人女子とはいえないか。(学識)

④原案通り「成人の婦人労働者」ということにしてはどうか。(学識)

三、婦人労働力活用上の問題矣

前文

本前文を入れることについては、一部文章の訂正と要検討部分の保留ということで賛成をえる。

○ 検討事項

a. 「」を用いる言葉の整理統一

b. p.5 5行「、、、、また技術のない中高年令層婦人が年功序型賃金体系の下で新規あるいは再就職に困難をきたしている」の部分

①賃金体系だけが問題でなく、前近代的な労使慣行が（とりわけ中小企業に）あるということも出す必要がないか。（労）

②賃金体系だけでなく、その他の就職を困難にしている社会通念的な要素もとり入れるとよいと思う。（学識）

③頭に入れておいて、適當のところで入れることにする。

(一) 再就職

(1) 全般的なこと

①この頂に賃金の問題が出てくるが、後の訓練の頂にも又賃金が出てくる。このような重複する事項の調整が必要であると思う。（学識）

◎②事務局で検討してみる。(事務局)

(2) P.7 「教員、保母、看護婦、栄養士、薬剤士などの専門職の公認の資格を持つ者の場合は、無資格者や専門のない者より有利であるが、これも労働条件は制度化されておらず……」のアンダーラインの部分。

①「資格が与えられている者について労働条件は制度化されていない」といい切りたいところであるが、実際は制度があるが、活用されていないということである。

看護婦の三文代制はあるが、24時間を3人で交代というのでは休みが出ない。(学識)

②労働条件が制度化されているが、それが悪いということか。(学識)

③制度はあるが、利用されていないと思う。(学識)

④栄養士等は制度化されていないから、資格のある職種なみに制度ができているとは限らぬ。(事務局)

⑤この部分については検討の余地がある。看護婦の例で、制度化されていて却って困ることもある。(学識)

⑥制度上の欠陥と思う。(労)

◎⑦事務局と部会長で相談して、この次までに検討しておく。(学識)

(3) P. 7 「珠算、算記、タイピスト、キーパンチャー等、婦人の多くが就いている技能的な仕事……」の部分について。

①技能的職種例が事務関係ばかりになっている製造関係も出したい。(事務局)

②織布工の技能について組合で検討しようとしている。単純部川の入達にも目やす基準が必要であると思う。(学)

③事務以外の適当な職種例の検討を事務局にお願いする。(学識)

(4) P. 8 「労働能力の測定基準が定められることは賃金査定とも結びつき、公正な賃金決定に役立ち、また職務給決定の目安ともなる」の部分について

①原文のように「職務給決定の目安ともなる」と言い切ってよいか。(学識)

②よい。(全員)

(二) 中高年令層婦人のための職業紹介

(1) 中高年令層ということについて

①中高年令層とは何か。(学識)

②目安では男子35才以上を指しているが、女子は下

げている。調査をしたわけではないが、諸々の実情から推して30才以上は中高年層と考えられる。(事務局)

③ 30才以上で了解 (全員)

(2) p. 9 「民間の法人格を持つ団体の权威ある職業紹介活動……」の部分について、

① 「权威ある民間の職業紹介」とあるのは、ドレメヤタイプ、また商工会議所等それぞれの所で養成をし、权威を持って資格づけ、職業紹介をやつてきたが、認可の制度が出来てからは、その特殊性が失われて官庁化することの心配と、また、トルコ風呂とか、立ん坊のような商売の紹介と一語にされては困るので「权威ある」とした。(学識)

② 家政婦の職業紹介が認可されているが、女中が不足して来ると、これも特殊な技術のあるものの中に入れた。極端な例をあげれば、芸者を女中だといってあつせんする危険性もある。(事務局)

③ 外国は組合も職業あつせんをしているが、日本の組合は社会的に分断されているので、職業あつせんは難かしい。日本では労働市場が窮屈になればなるほど職業安の機能は重要である。(学識)

④ 現在学校の駄業あつせんは認められているが、もつと広く同業種間のあつせんまで広めてよいと思う
(学)

⑤ 問題は社会福祉問題にあると思う。
高年齢者、身障者等特殊な人の相談は、社会福祉関係に責任を負わせることが必要。(学識)

⑥ 今の日本では駄業の選択の自由はあるが、それ
を行使する範囲がせまい。
どの位の人がどういう駄種に必要か、駄安関係のPRが
不足している。駄業センターのようなものが必要。
(学識)

⑦ 現在、駄安を通さないで、中高年者や一般の者が就駄しているが、これは自由にしておいてもよいと思うがどうか。駄安のルートにのせるべきか。

今少し「权威ある」というところをこれまで話し合
ったことなどもあわせて例をあげて具体的に入れると
いうことにしたらどうか。(学識)



